



# がんちゃんのIPE通信

発行日 平成20年3月25日

IPE (Intellectual Property Education)

## 知的財産権入門の入門Ⅲ -商品はどのように守られているの? -

最初に述べたように、商標とは、企業の提供する商品やサービスを、他の企業の商品やサービスと区別してもらうための目印ですから、ある企業の有名な商標が勝手に使われたり、似たような商標が使われたりすると、消費者がだまされたり、勘違いしたりする可能性があります。そして、それが長く続くと、本来の商標が持っていた信用が失われてしまうことにもなりかねません。そのため、法律は、一定の条件の下で、商標を保護するためのルールを定めています。

この、商標を保護するための法律を、「商標法」といいます。商標法では、一定の基準を満たすものを「商標法上の商標」と定め、これを登録させることにより、登録した者（「商標権者」）、あるいは、登録した者から商標を使用することを許された者（「専用使用権者」）に、登録した商標を使用する独占的な権利、つまり、自ら商標を使用したり、他人に使用させたり、あるいは、他の者が勝手に使用することを止めさせたりする権利を認めているのです。商標とは目印ですから、本来は、他の商品やサービスとの識別が可能なものであれば、名称、記号、図形に限らず、音あるいは匂いといったようなものも、商標とよんでいいはずですが、しかし、現在、日本で一般に商標という場合には、法律で保護されているもの、つまり、「商標法上の商標」を指していることが多いのです。

登録商標の商標権者と専用使用権者は、自らが有する登録商標の独占的な使用権が侵害された場合には、その侵害を止めさせることができ、侵害されるおそれがある場合には、侵害されないようにすることができます。この、侵害を止めさせる、あるいは侵害の予防を請求する行為を、「差止請求」といいます。

差止請求は、まずは、商標権を侵害しているあるいは侵害するおそれがある者に対して行いますが、話し合いがつかない場合には、裁判で争うこととなります。また、商標権が侵害されたことにより損害が発生した場合には、その損害の賠償を求めすることもできます（商標法38条、民法709条）し、さらに、商標権の侵害によりその商品の持つ信用が害された場合には、信用回復のために、謝罪広告を出させることもできます（商標法39条、特許法106条）。

以上で、商標についての「入門の入門」は終わりです。もう少し詳しく商標について知りたいとお考えの方は、3月末に刊行される『岩手大学知財教育教材シリーズ2 ファーストアプローチ商標権』をご覧ください。4月から、人文社会科学部1号館5階にある「知財教育推進部事務局」において、無償で配布する予定です。（完）

（文：准教授 人文社会科学部専任担当 吉田夏彦）

## 大村工業高校における 産業財産権教育調査報告

**調査担当者：田中 稔、福永 良浩**

調査対象は大村工業高校であるが、大村工業高校で長い間知財教育の中心となって活躍していた梅野剛先生が県教育庁に転勤になったとのことで、大村工業高校に直接出向いての調査はできなくなった。そこで、長崎県教育庁に出向き、梅野剛先生から直接話を聞くことになった。

8月28日、長崎市は快晴であった。列車を降りると、エアコンのない世界である。北海道育ちの私にとって、じっとしていても暑く、動くとき汗が滝のように流れるという状態であった。駅の近くのバス停からバスに乗り、長崎県教育庁に着いた。しかし、また、県庁の会議室まで、日陰を選びながら歩かなければならなかった。ようやくエアコンの効いた会議室にたどり着き、ペットボトルの冷たいお茶を飲むと、また汗がどっと流れた。

汗が引く間もなく、梅野先生の説明が始まった。

（裏面へ続く）

岩手大学知的財産教育実行委員会

〒020-8550  
岩手県盛岡市上田三丁目18番34号

知財教育推進部事務局

電話 019(621)6749  
FAX 019(621)6749  
Email: chizai@iwate-u.ac.jp

ホームページもご覧ください。  
<http://chizai.iwate-u.ac.jp>

岩手の“大地”と“人”とともに

資料を用意してくださったので、経過はよくわかったのですが、「なぜ、これだけ有名になったのか？」の答えは、ひとえに梅野先生の「思い」とその「奮闘」がサポートする先生に伝わったからだと思う。

以下は大村工業高校での産業財産権教育の取組みについてのまとめである。

## 1. 取組みを支える背景

大村工業高校は機械・電気・電子・建築・建設工業化学工学の6科で構成されている。クラブ活動が盛んで、アーチェリーやバレーボールはインターハイで優勝、ロボコンやものづくりコンテストでも全国優勝するという、スポーツでも、学習でも活力あふれた学校である。したがって、毎年開催される長崎県の発明創意工夫コンテストには生徒全員が応募するなど、生徒の側には産業財産権教育の導入を受け入れる基礎が整っていたと言える。

また、ものづくり教育に重点を置く工業高校ということも産業財産に結びつけ易いと言える。

## 2. 取組みのきっかけ

熱意のある先生がいても、一人で進めるには限界がある。学校全体で取り組むためには、教員同士が協力し合うことは大事なことであるが、最も大事なことは校長の決断である。

大村工業高校はH13年、校長の決断により、特許庁が主催する「産業財産権標準テキストの有効活用に関する実験協力校」に指定された。

H14年には、教頭と学校代表（梅野先生）を中心に「産業財産権教育推進委員会」を設置し、校内の教育体制を整えた。推進委員会は各科の「課題研究」担当者(6人)、各科の「工業技術基礎」担当者(6人)と教頭および学校代表の14人で構成された。推進委員会は産業財産権を取り扱う授業科目を全科共通の「工業技術基礎」とし、この科目で基礎的な教育を行ない、課題研究でこれを応用すると言う構想である。

## 3. 取組みの概要

「推進委員会」ができて、産業財産権については素人の集団であり、内部での学習から始まった。「工業技術基礎」の授業や「課題研究」での応用教育が軸となって、「パテントコンテスト」や「部活動や同好会活動（電気通信部、機械同好会、電気同好会など）」、「ホームルーム」へと教育の場が広がった。

「工業技術基礎」での産業財産権についての授業は10時間と多くはないが、「課題研究」や県高校工業クラブ主催の発明創意工夫コンテストや全国から作品が集まる発明協会主催のパテントコンテストが牽引力となっている。これを支えるために、弁理士を講師とする「知的財産権学習講座」の開催、パテントコンテストへの応募には弁理士や検索アドバイザー、流通アドバイザーによる個別の指導、さらに、H15年からは東京で開催される「特許流通フェア」への出展などが行なわれている。

## 4. 取組みの成果と今後の方向

長崎県高校工業クラブ主催の発明創意工夫コンクールには生徒全員が応募することになっている。発明創意工夫コンクールの優秀作品は発明協会主催のパテントコンテストに応募している。

H13～19年までの6年間で特許出願件数は8件、そのうち4件が特許を取得するという成果を上げている。

大村工業高校は産業財産権教育の推進を決断した校長先生と、校内「産業財産権教育推進委員会」の中心となっていた梅野先生が転出したため、従来のように産業財産権教育を重視した取り組みはなされていないが、ものづくり教育の中でこれが生かされている。

大村工業高校から始まった工業高校の産業財産権教育は長崎県内の工業高校に広がり、県教育庁に産業財産権推進委員会が設置された。また、工業高校教員で組織する教育研究組織として知的財産部会が設置された。このように、産業財産権教育の取組みは点から線、そして面に広がったと言える。

今回の調査では、産業財産権教育に関する大村工業高校や長崎県の今後の取組みについて、その方向を聞くことができなかった。

梅木先生の話をもとに総合すると、これまで、知的財産の創造、保護の取組みが中心で、生徒もこれには興味を示すようになった。このことは特許出願と言う結果に現れている。ものづくり教育に重点を置く工業高校ならではの言うことと思う。しかし、ものづくりをしても、生産に主眼があるわけではないので、知的財産権の活用と言う面の教育については、これから研究しなければならない課題である。

(文：教授 教育学部専任担当 田中稔)

## お知らせ

今までご愛読いただき誠にありがとうございます。来年度からIPE通信は不定期発行となります。今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

